

# 第 3 回 座間味村議会定例会

第 2 日 目

9 月 13 日

平成30年第3回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成30年9月12日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 議	平成30年9月13日 午前10時00分 議長宣言		
	閉 会	平成30年9月13日 午後1時35分 議長宣言		
出 席 議 員  (応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	宮 平 清 志	6 番	中 村 秀 克
	2 番	宮 平 讓 治	7 番	中 村 勇
	3 番	宮 平 喜 文	8 番	宮 里 祐 司
	5 番	垣 花 太 郎		
欠 席 議 員  (不 応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	6 番	中 村 秀 克	7 番	中 村 勇
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	中 村 茂	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	宮 里 哲	教 育 課 長	宮 平 壯一郎
	副 村 長	宮 平 真由美	総務・福祉課参事	田 中 英理子
	教 育 長	中 村 光 男		
	総務・福祉課長	松 田 力		
	産 業 振 興 課 長	中 村 悟		
	会 計 課 長	垣 花 健		

## 平成30年第3回座間味村議会定例会議事日程（第2号）

（平成30年9月13日午前10時00分開議）

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		提出議案の説明（議案第36号～議案第44号まで）
3	議案第36号	平成30年度座間味村一般会計補正予算（第3号）について
4	議案第37号	平成30年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
5	議案第38号	平成30年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
6	議案第39号	平成30年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）について
7	議案第40号	平成30年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
8	議案第41号	平成30年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
9	議案第42号	平成30年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
10	議案第43号	座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例について
11	議案第44号	座間味村子ども医療費助成に関する条例の全部を改正する条例について
12		報告（報告第4号～報告第8号まで）
	報告第4号	平成29年度座間味村繰越明許費繰越計算書の訂正報告について
	報告第5号	平成29年度健全化判断比率の報告について
	報告第6号	平成29年度資金不足比率の報告について
	報告第7号	地方自治法第221条第3項の法人に係る経営状況について（沖縄県町村土地開発公社）
	報告第8号	地方自治法第221条第3項の法人に係る経営状況について（株式会社二一・ざまみ）
13	諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦について
14	発議第5号	すべての沖縄の子どもたちの笑顔のために子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書
15	発議第6号	「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり原則1割負担の継続を求める意見書
16	発議第7号	県産品の優先使用に関する決議について

○ 議長（宮里祐司）

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、6番 中村秀克議員及び7番 中村勇議員を指名します。

日程第2．議案第36号 平成30年度座間味村一般会計補正予算（第3号）についてから議案第44号 座間味村子ども医療費助成に関する条例の全部を改正する条例についてまでの提出議案の一括説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

おはようございます。きょうも一日よろしくお願ひいたします。

それでは議案の説明に入りますが、こちらの議案第36号から44号に関しましても、せんだって行われた全員協議会の中で詳細は説明をさせていただいておりますので、かがみよみの朗読で説明とかえさせていただきますと思います。

議案第36号

平成30年度座間味村一般会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成30年9月12日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成30年度座間味村一般会計補正予算（第3号）

平成30年度座間味村一般会計の補正予算（第3号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ182,729千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,464,423千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

（債務負担行為）

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 村 税		94,431	2,610	97,041
	1 村 民 税	35,066	1,430	36,496
	3 軽自動車税	3,383	180	3,563
	5 法定外目的税	10,000	1,000	11,000
9 地方交付税		844,000	29,327	873,327
	1 地方交付税	844,000	29,327	873,327
11 使用料及び手数料		75,095	3,119	78,214
	1 使用料	68,297	3,119	71,416
12 国庫支出金		51,875	270	52,145
	2 国庫補助金	31,761	15	31,776
	3 国庫委託金	3,091	255	3,346
13 県支出金		838,828	50,788	889,616
	2 県補助金	797,201	49,224	846,425
	3 県委託金	30,551	1,564	32,115
16 繰入金		133,697	170,478	304,175
	1 特別会計繰入金	1	169,868	169,869
	2 基金繰入金	133,696	610	134,306
17 繰越金		20,000	43,486	63,486
	1 繰越金	20,000	43,486	63,486
19 村 債		178,800	△117,349	61,451
	1 村 債	178,800	△117,349	61,451
歳入合計		2,281,694	182,729	2,464,423

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		36,316	455	36,771
	1 議会費	36,316	455	36,771

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		317,368	53,238	370,606
	1 総務管理費	287,413	48,845	336,258
	2 徴税費	12,683	614	13,297
	3 戸籍住民基本台帳費	12,319	2,215	14,534
	4 選挙費	3,308	1,564	4,872
3 民生費		165,622	8,157	173,779
	1 社会福祉費	142,032	7,780	149,812
	2 児童福祉費	23,590	377	23,967
4 衛生費		168,530	1,638	170,168
	1 保健衛生費	90,907	958	91,865
	2 清掃費	77,623	680	78,303
6 農林水産費		98,198	1,442	99,640
	1 農業費	46,310	100	46,410
	2 林業費	33,326	516	33,842
	3 水産業費	18,562	826	19,388
7 商工費		117,698	1,116	118,814
	1 商工費	117,698	1,116	118,814
8 土木費		926,819	80,957	1,007,776
	1 土木管理費	11,424	△789	10,635
	2 道路橋りょう費	52,537	△1,606	50,931
	4 港湾費	778,950	68,863	847,813
	5 下水道費	28,939	909	29,848
	6 住宅費	18,480	13,580	32,060
9 消防費		15,443	1,279	16,722
	1 消防費	15,443	1,279	16,722
10 教育費		288,682	34,447	323,129
	1 教育総務費	144,139	2,932	147,071
	2 小学校費	83,091	26,955	110,046
	3 中学校費	10,580	30	10,610
	4 幼稚園費	22,412	4,043	26,455
	6 保健体育費	25,021	487	25,508
歳出合計		2,281,694	182,729	2,464,423

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
1 臨時財政対策債	25,000	2,651	27,651	(借入方法) 証券借入又は証券発行による。  (借入時期) 平成30年度。 ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。	年6%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、措置期間を含め15年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、措置期間中でも繰上償還、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
2 辺地対策事業債	0	30,000	30,000			
8 一般補助施設整備事業債	150,000	△150,000	0			
計	175,000	△117,349	57,651			

第3表 債務負担行為

(単位：千円)

事項	期間	限度額
(仮称)座間味村職員宿舎整備事業	平成31年度から平成45年度	272,160
合計		272,160

議案第37号

平成30年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求めらる。

平成30年9月12日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成30年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度座間味村国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44,650千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ202,544千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月12日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		33,363	1,164	34,527
	1 国民健康保険税	33,363	1,164	34,527
7 県支出金		97,135	270	97,405
	1 県補助金	97,134	270	97,404
10 繰入金		27,301	936	28,237
	1 一般会計繰入金	27,300	936	28,236
11 繰越金		1	42,280	42,281
	1 繰越金	1	42,280	42,281
歳入合計		157,894	44,650	202,544



## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		10,057	406	10,463
	1 総 務 管 理 費	10,028	406	10,434
2 保 険 給 付 金		93,250	43,450	136,700
	1 療 養 諸 費	80,320	36,600	116,920
	2 高 額 療 養 費	12,499	4,750	17,249
	3 出 産 育 児 諸 費	421	2,100	2,521
6 保 健 事 業 費		3,296	100	3,396
	1 特定健康診査等事業費	1,608	100	1,708
9 諸 支 出 金		31	135	166
	1 償還金及び還付加算金	31	135	166
10 予 備 費		10	559	569
	1 予 備 費	10	559	569
歳 出 合 計		157,894	44,650	202,544

## 議案第38号

平成30年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成30年9月12日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成30年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成30年度座間味村後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ422千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,555千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月12日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		1	442	443
	1 繰越金	1	442	443
歳入合計		8,113	442	8,555

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		7,539	139	7,678
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	7,539	139	7,678
3 諸支出金		2	303	305
	1 償還金及び還付金	2	303	305
歳出合計		8,113	442	8,555

議案第39号

平成30年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成30年9月12日提出

座間味村長 宮里 哲

平成30年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）

平成30年度座間味村航路事業特別会計の補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ169,868千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ859,914千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月12日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 基金繰入金		1	169,868	169,869
	1 基金繰入金	1	169,868	169,869
歳入合計		690,046	169,868	859,914

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 営業費用		108,496	5,741	114,237
	5 店費	93,129	5,741	98,870
6 予備費		11,214	△5,741	5,473
	1 予備費	11,214	△5,741	5,473
8 諸支出金		1	169,868	169,869
	1 繰出金	1	169,868	169,869
歳出合計		690,046	169,868	859,914

議案第40号

平成30年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成30年9月12日提出

座間味村長 宮里 哲

平成30年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成30年度座間味村簡易水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ100,495千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月12日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		55,165	△70	55,095
	1 繰入金	55,165	△70	55,095
7 繰越金		1	70	71
	1 繰越金	1	70	71
歳入合計		100,495	0	100,495

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 簡易水道事業費		60,259	0	60,259
	1 営業費	60,259	0	60,259
歳出合計		100,495	0	100,495

議案第41号

平成30年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成30年9月12日提出

座間味村長 宮里 哲

平成30年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度座間味村下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ911千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110,882千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月12日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		28,939	909	29,848
	1 繰入金	28,939	909	29,848
5 繰越金		1	2	3
	1 繰越金	1	2	3
歳入合計		109,971	911	110,882

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		91,979	911	92,890
	1 下水道事業費	91,979	911	92,890
歳出合計		109,971	911	110,882

議案第42号

平成30年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成30年9月12日提出

座間味村長 宮里 哲

平成30年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度座間味村漁業集落排水事業特別会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ533千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,267千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月12日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		4,876	517	5,393
	1 繰入金	4,876	517	5,393
6 繰越金		1	16	17
	1 繰越金	1	16	17
歳入合計		9,734	533	10,267

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 漁業集落排水事業費		5,498	533	6,031
	1 漁業集落排水事業費	5,498	533	6,031
歳出合計		9,734	533	10,267

議案第43号

座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例について

座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例（平成22年条例第2号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年9月12日提出

座間味村長 宮里 哲

提案理由

沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令について旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴い、別添の通り所要の改正がされたため、条例を改正する必要がある。（平成30年6月14日公布）

これが、本議案を提出する理由である。

座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例

座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「ホテル営業、旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成30年6月15日から適用する。

議案第44号

座間味村子ども医療費助成に関する条例の全部を改正する条例について

座間味村子ども医療費助成に関する条例（平成6年3月17日条例第8号）の全部を改正する条例について、議会の議決を求める。

平成30年9月12日提出

座間味村長 宮 里 哲

(提案理由)

沖縄県子ども医療費助成事業補助金交付要綱の一部改正により、県では未就学児の通院、入院に対し現物給付方式を新たに導入することとしている。

また、本村においては更なる福祉の拡充を図るため、独自に中学卒業までの児童の通院、入院に対し現物給付を導入することとした。

これが本議案を提案する理由である。

座間味村子ども医療費助成条例

平成30年9月12日

条 例 第 1 5 号

座間味村子ども医療費助成に関する条例（平成6年条例第8号）の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、こどもの医療費の一部を助成することによりその保健の向上を図り、もってこどもの健やかな育成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 本村に住所を有し、住民基本台帳に記録された満15歳に達した日以後の最初の3月31日までにある者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、後見人その他の者で子どもを現に監護する者をいう。
- (3) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。
  - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
  - イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）

ウ 国家公務員等共済組合法（昭和33年法律第128号）

エ 地方公務員共済組合法（昭和37年法律第152号）

オ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

カ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

(4) 医療保険各法以外の法令の規定 次に掲げる規定をいう。

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条第1項

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第20条、第19条の2若しくは第56条第1項

ウ 母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条及び第21条の4第1項

エ 難病の患者に対する医療費に関する法律（平成26年法律第50号）第5条

(5) 医療費 医療保険各法の規定による療養の給付、療養費、家族療養費、保険外併用療養費、特別療養費、訪問看護療養費及び家庭訪問看護療養費又は医療保険各法以外の法令の規定による医療に要する費用をいう。

(6) 一部負担金 こどもに係る医療費のうち、医療保険各法又は医療保険各法以外の法令の規定により次条の助成対象者が負担すべき額（ただし、医療保険各法に定める附加給付金及び高額療養費があるときは、附加給付金及び高額療養費の額に相当する額を控除した額）をいう。

(助成対象者)

第3条 この条例に定める医療費の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、医療保険各法の規定による被保険者若しくは組合員若しくは被扶養者又はその他の医療に関する法令の規定による医療費を負担する扶養義務者若しくは民法（明治29年法律89号）第877条第1項に定める扶養義務者であり、かつ、本村に住所を有するこども（以下「対象こども」という。）の保護者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者としな

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けているこどもの保護者。

(2) 座間味村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例（平成8年条例第11号）による医療費の助成を受けることができるこどもの保護者。

(3) 座間味村重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例（平成3年条例第8号）による医療費の助成を受けることができるこどもの保護者。

(助成金)

第4条 村長は、前条に定める助成対象者の対象こどもに係る医療費につき、一部負担金の額に相当する金額（高額医療費及び附加給付等があるときは、その額を控除した額）（以下「助成金」という。）を助成する。

(受給資格の認定)

第5条 助成対象者は、医療費の助成を受けようとするときは、規則で定めるところにより、村長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

2 村長は、前項の規定による申請があった場合において、第3条に規定する要件に該当すると認めるときは、当該申請者に対し規則で定めるところにより受給資格者証を交付する。

(受給資格者証の提示)

第6条 助成対象者は、その保護する対象こどもについて、医療を受けさせるときは、保険医療機関等に対し、受給資格者証を提示しなければならない。

(現物給付による助成)



第7条 村長は対象こどもが保険診療を受けたときは、当該保険診療に係る保険医療機関等からの請求に基づき、当該保険医療機関等に対して一部負担金に相当する額を支払うことにより助成するものとする。ただし、保険医療機関等が助成対象者から一部負担金の支払を受けている場合は、この限りでない。

(償還払いによる助成)

第8条 前条の規定にかかわらず、助成対象者が一部負担金を保険医療機関等に支払った場合には、村長は、当該助成対象者からの申請に基づき、一部負担金に相当する額を助成するものとする。

2 前項の申請は、対象こどもが医療を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内に行わなければならない。ただし、村長が特にやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(届出の義務)

第9条 受給資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を速やかに村長に届け出なければならない。

- (1) 対象こどもの氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 助成対象者の氏名又は住所を変更したとき。
- (3) その他第3条に定める要件に該当しなくなったとき。

(資料の提供)

第10条 村長は、この条例の規定による医療費の助成に関し必要があると認めるときは、医療保険各法に規定する保険者、保険医療機関等その他の者に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供若しくは必要な事項の報告を求めることができる。

(損害賠償との調整)

第11条 村長は、助成金の支給原因である疾病又は負傷が第三者の行為によって生じたものであり、受給資格者が当該第三者から同一の事由につき損害賠償の支払を受けたときは、その支払を受けた限度において、助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(助成金の返還)

第12条 村長は、偽りその他不正の手段により助成を受けた者があるときは、その者からその助成を受けた金額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の座間味村こども医療費助成に関する条例（以下、「新条例」という。）の規定は、施行日以降に対象こどもが受けた医療に係る診療分から適用し、同日前に受けた医療にかかる診療分については、なお従来例による。

(準備行為)

3 新条例第5条の規定による受給資格の認定申請及び新条例第6条の規定による受給資格者証の交付に係る必要な手続きその他の行為は、施行日前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮里祐司）

以上で提出議案の説明を終わります。

日程第3．議案第36号 平成30年度座間味村一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。  
これから質疑を行います。質疑ございませんか。3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

おはようございます。きょうも、ひとつよろしくお願いいたします。まず13ページの歳入がふえていくことはいいことではあるのですが、皆さんが、特別会計からの繰り入れが一般会計に入っております。1億6,986万8,000円。これは恐らく航路事業からの繰り入れだとは思いますが、繰り入れする要因として、なぜそこからそれだけの金を繰り入れしなければいけないのかということをお聞かせいただけますか。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

航路会計の特別会計から一般会計の歳入の内訳につきましては、ビジターセンターの村の裏負担分の金額と、みつしまの台車である東側バースの台車の修繕を一般会計に繰り入れて、そこから捻出する予定となっております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。それにしても余りにも大きいものですから。わかりました。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

歳入についての質疑ございませんか。歳出に移ってもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

それでは歳出についての質疑といたします。3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

これはぜひ、大事なことです。金額的にはそう大きなことではないのですが、15ページ、全協でもお聞きしました。一般管理費の委託料の各字区長委託料の47万2,000円の減額について、再度説明をお願いいたします。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

これは、各区に、いろいろな行政事務を、業務を委託しているものの予算の減額となっております。それにつきましては、1区につきましては、現在、区の業務を行っている方の責任所在、立ち位置等、そういった実態が確認できないものですから、村としてもそういった方に委託ができないということで、今、一旦委託の停止を行っているところであります。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

これは、この金額からすると、何か月分とか、あるいはこれから先の分とか、そういう区分帯というのか、そういう詳細はわかりますか。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

現在は3カ月分、7月、8月、9月分の減額を行っているところであります。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

はい、わかりました。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

大変失礼しました。今の回答の件ですが、済みません、私の計算ミスで、3カ月分ではなくて4カ月分、7、8、9、10月分まで減額しております。大変失礼いたしました。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

いきなり飛びます。18、19ページ、両方広げていただけますか。衛生費、7番の母子衛生費、一番下の健やか親子妊婦一般健診助成があります。そしてその下の出産助成金、関連性があると思うのですが、当然補正の中にはふえて、もちろんこれは私の見方ではあるのですが、子供、妊婦さんがふえているということで、上の健診、それから下の助成金がふえていると思うのですが、そういう捉え方でいいのか。それと、下の助成金の110万円、年度内に大体、今度は何名ぐらいお子さんが生まれる予定なのか。もし差し支えなければそこまで。そして1人当たりの助成金、確か私の記憶では42万円ぐらいだと聞いていたのですが、それに間違いなく、その辺まであわせてお願いできますか。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

今、喜文議員からありましたように、基本的には妊婦さんの数が増したための扶助費の増額となっております。あと、予定人数に関しては、今のところですが11名を見込んでおります。先ほどお話ししました出産育児一時金の42万円というお話は、これは一般会計ではなく国保特別会計からの捻出となります。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

はい、わかりました。どうもありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

20ページの下の商工費の、村営バスの運転手が144万円減額となっております。一方、有償バスの使用料がふえて、50万円ふえています。きのうもあったのですが、これは運転手の減によるものなのでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

御指摘のとおりでございます。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

運転手が減って、使用料が上がっているということは、利用者が多いわけですね。運転手の負担増にもなると思うのですが、資格者がいないということであったのですが、これは、いわゆる村で二種免許まで取らせるようなことはできないのかという疑問があったのですが、同じような疑問になると思うのですが、回答をお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

昨日も喜文議員に答弁したとおり、その件に関しましては、確かに人手不足というのが実際起こっております。そして、免許の保持者がいないというのは確かなことであります。それで、村負担で免許を取らせるかどうかに関しましては、慎重に検討してまいりたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

大型のバス、私も資格者であります。非常に神経を使う、内輪差とかあるような、普通の車とは違う特殊な運転技術が必要なもので、神経的にも非常にきつい仕事でありますので、早目に、疲れて、過労での事故が起きないように、早目に人員を確保して、間違いなく利用者がふえておりますから、早目に運転手を確保するようにお願いいたします。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

同じく商工費、賃金で（ふるさと頑張る地域振興）161万円とありますが、これの事業内容としてどういうことをしてそれから賃金をふやしているのか、それを説明願えますか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

村内各施設のトイレ等の清掃賃金を予定しております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

これは、今回から導入された例の美ら島税、税でそういったものもやるという話だったのですが、それとの絡み、リンク性もあるのですか。その辺をお聞きします。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

美ら島税が100万円、そしてふるさと納税が60万円程度と振り分けをしております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

その予算の中に、美ら島税の収入分も入っているという捉え方でよろしいですね。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

はい、おっしゃるとおりでございます。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平讓治議員。

○ 2番（宮平讓治議員）

済みません、今の喜文議員の質疑に関連してですが、今、課長が言ったように、各トイレの掃除等、これまで以上にいい声が聞こえてきておりますが、くじら公園のトイレがほとんど使えない状態になっていると聞いております。その辺の修理等はなされているのか。まだ終わっていなければ今後計画があるのかどうかお聞きします。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

トイレに関しましては、8月後半から9月の頭にかけて修理は完了しております。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平讓治議員。

○ 2番（宮平讓治議員）

はい、わかりました。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

20ページの真ん中、農林水産業費です。漁港建設の工事請負費、阿嘉漁港だと思うのですが、どこの工事でしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

この工事費に組んでいるのは、前々から御指摘のありました廃管の処理のための工事として予算を計上しているところであります。阿嘉漁港のポリ管の処理費として予算を組んでいるところでございます。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

はい、わかりました。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

22ページ、土木費、港湾費。工事請負費の一括交付金で、歴史文化健康づくり拠点整備工事請負費で6,134万5,000円、これは今現在、どの辺まで進んでいるのですか。最近、全然見えてこないのですが、それを教えていただけますか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

当初予算から組んでいた事業でありまして、第1回の入札を7月3日に行ったのですが、8社指名しまして、全社辞退。そして第2回、8月8日に執行したのですが、10社を指名して入札を行ったのですが、10社とも辞退となっております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

今の話を聞きますと、残念な結果で、これは今後どのような感じに取り組もうと思っているのですが、その辺をあわせてお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

離島経費等を、今回組んでいる6,100万円は、離島宿泊経費等を計上しておりますので、今持っています約7億4,000万円の工事プラス、今回の6,100万円で7億円余りの予算で、再度、指名競争入札を実施しようと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

今聞いてびっくりしているのですが、見通しとしてどうですか。村長、一言お願いできますか。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

非常に心配をしているというのは事実です。ただ、この件だけではなくて、座間味村だけではなくて、小規模離島における建築の入札に関しては、ほぼほぼ不調に終わっている実態がございます。これはここ一、二年の話ではなくて、私が就任してしばらくからですから、相当な年月が経っております。例えば過去で言いますと、慶留間地区、阿嘉地区に予定をしていた公営住宅、予算も確保していたのですが、繰り越しもしながら4年間にわたって入札をかけたけど、落札しなかったということで、予算を残念ながら流してしまうということがあったりとか、例えば今回の幼稚園にしてもそうですし、座間味中学校、小学校、3カ所を建てかえましたが、ほぼほぼ入札で不調に終わる中で、最低価格を提示した業者と、随意契約という形で工事

をしている状況がございます。今回の、私たちが今計画をしている建物に関しましても、なかなかいい結果が出ない。業者の方々にお願いをして、来なかった業者さんもいましたが、見積もりの際には乖離があるのかという話をさせていただきますと、やはりある程度乖離があるような感じがしました。ですので、その対応策として、先ほど課長からありましたように、離島単価という新たな考え方がここ数年ありまして、直接使った経費、特に離島へ来るための宿泊費とか、余分にかかった部分に関しては、一括交付金に関しては補助対象範囲内とするという取り決めがありますので、一括交付金を活用して、さらに離島単価を含めた形で積算をし直している状況です。今、国からの最終確定待ちなのですが、最終的なこの額で確定をいただければ、6,000万円を増額した形で、新たな形で入札をかけて、業者を選びたいと思っております。最終的にどういう形になるかわかりませんが、これが続くようでありまして、随意契約も含めていろいろなことを視野に入れながら、この建物をつくっていきたいと思っております。また、その背景にはもちろん観光客誘致、あるいは歴史文化を知る場所が必要だということとあわせて、現在の総合センターの剥離が非常にひどいものですから、いつ大けがが起きてもおかしくない状況で、だまされ、今活用させていただいている状況もあります。そういったものを含めて、どうにか今年度中にこの仕事の発注を終えて、一日も早く供用開始させたいと考えているところです。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

今、村長がおっしゃるように、これはもう私たちも非常に気になっているところで、これに力を注いで、ぜひつくれるような方向性に持って行ってほしいと思います。よろしくお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

消防費です。修繕費になっていますけれども、その内訳を教えてください。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

これに関しては、座間味島の消防車の修繕と阿嘉島の現在の消防車の廃車の費用となっております。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

阿嘉島の消防車自体が廃車になって、今はないということですよ。お伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

はい、そのとおりでございます。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

阿嘉島からは、消防車は撤廃するということですか。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

今、早くて12月には新しい消防車の導入予定となっております。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

22ページの土木費、港湾管理費の需用費751万8,000円。施設修繕費で746万5,000円。具体的にどのような修繕か、お願いします。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

これは座間味港東側バースにありますみつしまのためではなくて、今ある台車といいますか、老朽化していますので、それとの取りかえを予定しているところであります。

○ 議長（宮里祐司）

1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

23ページ、土木費、住宅管理費修繕費1,358万円とありますが、これは村営住宅の修理なのですか。土木費の中にありますけれども。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

はい、そのとおりでございます。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

何世帯あって、わかれば阿嘉が何世帯、阿真、阿佐とか座間味とか、詳細がわかるなら教えていただけますか。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

今回は、昨年、年度末に全世帯を対象に修繕箇所の要望を聞いてやっていますので、ほぼ全世帯の修繕となっております。



○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

これは、阿嘉、慶留間、座間味、阿佐、阿真ということで、各区にまたがっていると捉えていいですか。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

はい。今申しあげましたように、全世帯の村営住宅の修繕を予定しております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

そこでちょっと予算とはかけ離れますけれども、これは事業者、私たちが見てみると、1事業者で修繕を、例えばわかりやすく言うと、阿嘉の業者が来て座間味の村営住宅、阿佐の村営住宅、阿真の村営住宅を補修、例えばこういった内張り、壁とかちょっとしたシロアリ防除とかそういうものをよくやっているように見受けられるのですが、島の、要するに作業をさせる、あるいはそういう方に雇用、あるいは賃金をあげる、あるいはそういった修繕費でもちろん修理代をあげるということは、私なりの考えですけれども、座間味にもA事業者、N事業者とあります。もちろん阿嘉にもN事業者とあります。その辺は、ある程度仕分けしてやったほうがいいのではないかと。今見ていると、ずっと偏ってN事業者だけが入っている気がするのですが、地元座間味の方からも、私たちにもそういう仕事はないものかとたびたび相談を受けたりします。その辺に関して、どのような考えをお持ちかお聞かせ願えますか。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

特に業者にこだわっているわけではなく、今おっしゃったように、私たちは指名競争、参加入札に基づいている業者をお願いしているところであります。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

確かに指名の場合は、もちろん5,000万円以上とかありますけれども、こういった小さな作業となりますと、当然随契でやるわけですから、我々が見えないところで、もちろん皆さんが委託してやるわけですから、その辺はやはり、こちらの考えとしては、ある程度均等に、そういう仕事も分けたほうがいいのではないかと。思いますけれども、それに関してはどう思いますか。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

その辺は、宮平喜文議員がおっしゃるとおり、そういうところもありますが、やはり私たちとしては随契にいたしましても、ちゃんとした3者見積もりを取っていますので、やはりその金額を見ながら契約していきたいと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。その辺もよく検討されて、くまなく分等にいくようにしてください。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

おっしゃるとおりなのですが、今、課長が言いたかったのは、均等に割ることはできませんと。ただ、ちゃんと地元の事業者さんから、各事業者から見積もりを取った上で、やはり安価なところに委託をするというのは仕方がないことだと考えておまして、ですから一つの業者に偏っているというのは結果でございます。見積もりに関しては、それなりに各事業者からいただいて、その中でやっているということでもありますので、特にこの業者にやるということでもなく、また均等に分けるというのが逆に言うと、競争の原理からするとなかなか難しいというのが実情でございます。ですから、島の事業者ができるだけ工事を取れるような環境づくりには努力をしていきたいと思っています。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。私が一番言いたいのは、阿嘉、慶留間からここに来るよりは、阿嘉、慶留間は、阿嘉、慶留間です。座間味は座間味ですと、その人たちも朝、船で来て、夕方、船で帰るという、もちろん毎日が毎日、天気がいいわけでもないですから、そういうことも総合的に含めて話をしているのであって、それなりに皆さんが、そこに強く力を入れているという感覚では言っていないので、その辺はまた十分理解してください。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

24ページ、教育の僻地教員宿舎整備ですが、きょうの補正とは直接関係ないのですが、何度か教員と交流している中で、エアコンの使用料を高くしてもいいから、村で常備設置してくれないかと。ボイラーとして、いわゆる引っ越し等で引き継ぎがうまくできて、そのまま次の人が使うならいいのですが、次は私が持ってくるから外してくださいとか、そういうことで、今、業者もなかなか少ないので、引っ越しの面倒、また来るときの面倒も、非常に負担がかかるということで、もともと、村としてこれが設置されているのであれば、その分の使用料は出してもいいと、2,000円ぐらいいいのではないかという話を聞いたのです。計算してみると、高いやつでも大体6万円から8万円前後。でしたら、寿命からして8年から10年ぐらいもちます。そうしたら十分ペイすると思います。使用料が2,000円だとしたら。そうしたら、教員も引っ越しの負担等、クーラーを持って行けばいいのか、要らないのか。前に聞いたら、割と新しく自分でつけたクーラーで、引っ越しで外して持って行くよりは、次の人がそのまま継続するならちょっとした金額を出してということで交渉したけど、自分も持ってくるから外してくれと言われて、いわゆる石油ボイラーはあるのに、クーラーは自分たちでやらないといけないのかと。前にも慶留間で、県営住宅が空かなくて、民家を1年借りたことがありますけれども、クーラーのない部屋で、1年だからということで我慢して帰ったとか、県営住宅はクーラーがなくても1年間、短い期間だから買うよりはという話も聞いていますので、常設で、村でそれを負担して、それは後で使用料から返す形でやれば問題ないのではないかと思いますので、いかがお考えでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎教育課長。

○ 教育課長（宮平壮一郎）

おはようございます。またきょう一日お願いいたします。ただいま中村議員から御提案のありましたクーラーの件ですけれども、実は今回、設置しました阿佐地区の教員住宅からはそういった声がありましたので、クーラーは当初から新築に設置してございます。既存の建物については、やはりこういった問題で、教員からも御相談があったり、業者を紹介してくれということもありますので、これについては、本日即答はできないですけれども、教育委員と集まりがありますので、教員宿舍の条例の改正等もありますので、そこについてはまた提案して、御意見を聞きながら対応させていきたいと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

25ページ、工事請負費で、立派な幼稚園ができて、本当に地域の皆さんは喜んでいるのですが、もちろん園舎が完成したわけですけれども、そこに、屋外外線工事やらテレビの引き込み工事、ブラインド工事と3つの工事請負費が入っていますけれども、これは当初も工事、あるいは幼稚園をつくるときには、そういう予算は全く組まれていなかったのですか。これは後から気づいて、完成して気づいた後からそういうのが発生してきたということですか。普通だったら、幼稚園をつくる前にそういうものも全部入っているはずですが、これがこうして補正で出てくるという要因を教えてください。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎教育課長。

○ 教育課長（宮平壮一郎）

ただいまの宮平喜文議員の御質疑ですが、当初、9節と10節につきましては、当初予算を計上しておりましたが、園舎自体が繰り越し事業ということで、その当時、終わりがまだ見えないということで、当初予算から一旦取り下げて、完成時期を見て、9月の決算時期に上げたらどうかということで、一旦は予算計上を取り下げていただいて経緯がございます。あわせて11節のブラインド工事については、やはりこれは完成したとき、ブラインドについては補助の対象外ということで、当初からついておらず、やはり幼稚園が真正面になって、中がよく見えるということで、子供たちの着がえもありますので、ぜひブラインドを設置してほしいという要望を受けましたので、これに伴って9月の補正で上げさせていただいております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

ありがとうございます。よくわかりました。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

同じく教育の小学校費です。阿嘉校仮設校舎の工事ですが、これはプレハブですよね。これはグラウンド

内に建設予定なのですか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎教育課長。

○ 教育課長（宮平壮一郎）

設置場所については、グラウンド内ではなく、駐車場のアスファルトが敷かれている部分です。グラウンド内ではなくて、駐車場側に設置の予定をしております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

敷地的には大丈夫ですか。イメージとしては狭い感じがするのですが。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎教育課長。

○ 教育課長（宮平壮一郎）

大きさが4間の8間、7.2メートルの14.4メートルになっております。これについては、当初で確認しておりますので、敷地ぎりぎりにはなりますけれども、幼稚園側に寄せるだけ寄せて設置したいと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

ここにとめていた車はどこに、駐車場の仮設予定はしていますか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎教育課長。

○ 教育課長（宮平壮一郎）

実は、この予算が通った後に、プレハブ業者さんと現地で打ち合わせを行うことになっております。あしたまた、学校と調整がありまして、教室の統合とかそういったものを踏まえて、駐車場の問題についてもお話をさせていただいて、方向性を出したいと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

24ページ、小学校費ですけれども、需用費の修繕ですが、校舎と体育館のつながっているところ、修繕箇所があると思うのですが、その予算も入っているかどうか、確認です。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎教育課長。

○ 教育課長（宮平壮一郎）

今回、この修繕費の中に102万3,000円、渡り廊下の撤去ということで、予算を計上しております。

○ 議長（宮里祐司）

1 番 宮平清志議員。

○ 1 番（宮平清志議員）

撤去ということは、もう必要ないという判断になったということですか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎教育課長。

○ 教育課長（宮平壮一郎）

撤去については、学校の意見も聞いて方向性が一致しましたので、今回撤去させていただきます。

○ 議長（宮里祐司）

1 番 宮平清志議員。

○ 1 番（宮平清志議員）

わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

質疑ございませんか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行いたします。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号 平成30年度座間味村一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第36号 平成30年度座間味村一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第37号 平成30年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号 平成30年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第37号 平成30年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第38号 平成30年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。進行してもよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号 平成30年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第38号 平成30年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第39号 平成30年度座間味村航路事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。3番 宮平喜文議員。

○ 3番(宮平喜文議員)

産業振興課長がぜひということですから、1件だけ聞きます。事務所費の予約システム改修、議長、歳入歳出一括でよろしいですね。

○ 議長(宮里祐司)

はい、どうぞ。

○ 3番(宮平喜文議員)

歳出のほうで、13の委託料、予約システム改修、これは頻繁に予約システムが出てくるのですが、今回の予約システム改修というのは、新たにどういうものが追加されて、そういう予算補正額になっているか、御説明願えますか。

○ 議長(宮里祐司)

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長(中村 悟)

これはサーバーの統合という形で予算を組んでいるところであります。

○ 議長(宮里祐司)

3番 宮平喜文議員。

○ 3番(宮平喜文議員)

一般に、サーバーの統合と言っても、わかる人とわからない人がいるのですが、具体的にどういった業務

内容ですか。よろしくお願ひします。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

大変失礼しました。具体的に申しますと、予約システムの機器の取りかえとなっております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

これまでの予約システムとどう変わってくるから、こういう補正予算になっているということをちょっと、言葉で一言でまとめるとそういうことになるかもしれないのですが、一般的な素人がそういう形ではなかなか理解しがたいので、よろしくお願ひします。

○ 議長（宮里祐司）

よろしいですか。田中英理子総務・福祉課参事。

○ 総務・福祉課参事（田中英理子）

それでは事務担当から追加をさせていただきます。特にシステムの中身が変わるということではなく、今まで使っておりましたデータベースサーバー、ウェブサーバー等が老朽化いたしまして、待ったなしになりましたので取りかえをさせていただきましたということです。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

私も勉強不足でわからないのですが、1億6,986万8,000円が一般会計に繰り出しをして、また基金から同じ金額が繰り入れされていると。これは同一会計内でのやり取りはできなかったのでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

同一会計上では、当初は起債で組んでおりました。やはり起債で、償還とかその辺を考えると、一旦航路会計から、航路基金のほうが予算がありますので、そこから一般会計に繰り出ししてもらってという計画があります。一応条例上に基づいて、航路機器の条例もありますので、「村長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することが出来る。」とありますので、条例上に基づいて適正に処理をしております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩  
再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号 平成30年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第39号 平成30年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第40号 平成30年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行いたします。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号 平成30年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第40号 平成30年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第41号 平成30年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第1号）について議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）



一番最後の7ページ、工事請負で、公共柵設置工事ってどこにどう設置するか、その場所を教えてください。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

場所ですが、担当からは3カ所と聞いておりました、場所に関しましては後で報告させていただきたいと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

3カ所ですから、本来はすぐ答えをくれるものだと思いますが、後でよろしく願いいたします。

（「進行」と言う者あり）

○ 議長（宮里祐司）

それでは進行いたします。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号 平成30年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第41号 平成30年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第9．議案第42号 平成30年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行いたします。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号 平成30年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第42号 平成30年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第43号 座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。進行してもよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号 座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第43号 座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第44号 座間味村子ども医療費助成に関する条例の全部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。進行してもよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号 座間味村子ども医療費助成に関する条例の全部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第44号 座間味村子ども医療費助成に関する条例の全部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 報告第4号 平成29年度座間味村繰越明許費繰越計算書の訂正報告についてから、報告第8号 地方自治法第221条第3項の法人に係る経営状況について(株式会社二一・ごまみ)までを一括報告とします。

本案について、村長の報告を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

それでは報告事項に移らせていただきます。こちらも報告第4号から8号まで、せんだって全員協議会で説明をさせていただきましたので、詳細は省かせていただきたいと思います。

平成29年度座間味村繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成29年度座間味村繰越明許費繰越計算書を次のとおり訂正して報告する。

平成29年度座間味村繰越明許費繰越計算書

一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	起債	その他	
2	1	ビジターセンターH30年度 設計単価見直業務委託	円 4,196,000	円 1,653,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 1,653,000
2	1	(一括) ビジターセンター外 構工事	67,912,000	36,288,000	0	0	35,298,000	0	0	990,000
8	1	(一括) 観光道路美化	4,752,000	4,752,000	0	0	0	0	0	4,752,000
8	2	阿真線法面補修工事	3,978,000	3,978,000	0	0	0	0	0	3,978,000
10	1	座間味校教員宿舎設計管理委 託業務	4,695,000	4,695,000	0	0	0	0	0	4,695,000
10	1	座間味校教員宿舎改築工事	122,238,000	52,385,000	0	0	27,286,000	23,600,000	0	1,499,000
10	4	座間味幼稚園園舎改築工事設 計管理委託業務	6,817,000	6,817,000	0	0	0	0	0	6,817,000
10	4	座間味幼稚園園舎改築工事	183,653,000	73,584,000	0	0	27,498,000	35,000,000	0	11,086,000
合 計			398,241,000	184,152,000	0	0	90,082,000	58,600,000	0	35,470,000

平成30年9月12日

座間味村長 宮 里 哲

平成29年度座間味村繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成29年度座間味村繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成29年度座間味村繰越明許費繰越計算書

一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	起債	その他	
2	1	ビジターセンターH30年度 設計単価見直業務委託	円 4,196,000	円 1,653,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 1,653,000
2	1	(一括) ビジターセンター外 構工事	67,912,000	36,288,000	0	0	35,298,000	0	0	990,000
8	1	(一括) 観光道路美化	4,752,000	4,752,000	0	0	0	0	0	4,752,000
8	2	阿真線法面補修工事	3,978,000	3,978,000	0	0	0	0	0	3,978,000
10	1	座間味校教員宿舎設計管理委 託業務	4,695,000	4,695,000	0	0	0	0	0	4,695,000
10	1	座間味校教員宿舎改築工事	122,238,000	52,385,000	0	0	27,286,000	23,600,000	0	1,499,000
10	4	座間味幼稚園園舎改築工事設 計管理委託業務	6,817,000	6,817,000	0	0	0	0	0	6,817,000
10	4	座間味幼稚園園舎改築工事	183,653,000	73,584,000 <del>84,976,000</del>	0	0	27,498,000	35,000,000	0	11,086,000 <del>22,478,000</del>
合 計			398,241,000	184,152,000 <del>453,280,000</del>	0	0	90,082,000	58,600,000	0	35,470,000 <del>46,862,000</del>

平成30年6月12日

座間味村長 宮 里 哲

報告第5号

平成29年度健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成29年度健全化判断比率について、別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

平成30年9月12日提出

座間味村長 宮 里 哲

健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	15.1	142.1
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

備考 健全化判断比率のそれぞれの欄において「—」と表記されている場合は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないことを表す。

報告第6号

平成29年度資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成29年度資金不足比率について、別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

平成30年9月12日提出

座間味村長 宮 里 哲

## 資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づく資金不足比率

（単位：％）

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準
航路事業特別会計	—	20.0
簡易水道事業特別会計	—	
下水道事業特別会計	—	
漁業集落排水事業特別会計	—	
農業集落排水事業特別会計	—	

備考 各会計の資金不足比率の欄において、「—」が表記されている場合は、資金の不足額が発生していないことを表す。

### 報告第7号

#### 地方自治法第221条第3項の法人に係る経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人（沖縄県町村土地開発公社）の経営状況を次のとおり報告する。

平成30年9月12日提出

座間味村長 宮里 哲

### 報告第8号

#### 地方自治法第221条第3項の法人に係る経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人（株式会社二一・ざまみ）の経営状況を次のとおり報告する。

平成30年9月12日提出

座間味村長 宮里 哲

以上でございます。

○ 議長（宮里祐司）

これで村長の報告は終わりました。

日程第13. 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

よろしく申し上げます。

諮問第1号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として下記の者について、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める

記

住 所 座間味村字阿嘉21番地

氏 名 垣花 康雄

生年月日 昭和20年2月10日

平成30年9月12日提出

座間味村長 宮 里 哲

推薦理由

現在、本村の社会福祉協議会会長として活躍中で、その他民生委員等も歴任されており、広く地域住民に密着し、今後の活躍が期待できる。また、村民からの人望も厚い。

これが、推薦する理由である。

以上です。

○ 議長（宮里祐司）

以上で提出議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

推薦理由の中にもうたっておりますが、現在、社会福祉協議会の会長としてももちろんやっております。もちろん、人間的に私も何の文句もないのですが、兼業としてやっていけるのかどうか。それは法的に何の問題もないか、最後にそれだけお聞きします。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

法的には問題ありません。



○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行いたします。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦については、推薦することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

日程第14. 発議第5号 すべての沖縄の子どもたちの笑顔のためにこどもの医療費助成制度の拡充を求める意見書についてを議題とします。

発議第5号は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって発議第5号は、提案理由を省略することに決定しました。

これから発議第5号 すべての沖縄の子どもたちの笑顔のためにこどもの医療費助成制度の拡充を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって発議第5号 すべての沖縄の子どもたちの笑顔のためにこどもの医療費助成制度の拡充を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

平成30年9月13日

座間味村議会  
議長 宮里祐司 殿

提出者 座間味村議会  
議員 垣花太郎  
賛成者 座間味村議会  
議員 宮平喜文

すべての沖縄の子どもたちの笑顔のために  
こどもの医療費助成制度の拡充を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

すべての沖縄の子どもたちの笑顔のために  
こどもの医療費助成制度の拡充を求める意見書

沖縄県における子どもの貧困率は29.9%で全国平均の倍以上になっており、多くのご家族で格差と貧困による生活困窮があります。必要な時に安心して医療機関を受診できることは、子どもたちの心身の健やかな成長のために必要不可欠であり、沖縄県民の要求でもあります。

自治体によるこども医療費助成制度は、この10年間で大きく広がりました。2017年4月1日現在、政府厚労省調べで、中学校卒業以上の年齢まで医療費助成をしている全国の自治体は、「通院外来」で1500自治体（1741自治体中）で86%、「入院」で1646自治体で94.5%に達しています。

残念ながら、沖縄県内では「通院外来」で58%であり、大きな格差があります。

2018年4月より、自治体が独自に行うこども医療費助成に対し、政府が科してきたペナルティー（国民健康保険国庫補助金の削減）の一部（就学前まで）が廃止されました。少子化対策に逆行するものと自治体関係者からも意見があがるなど長年の世論と運動の成果ではありますが、まだ不十分です。年齢制限をせず完全廃止すべきです。

すべての沖縄の子どもたちの笑顔のために、こどもの医療費助成制度における本土との格差を一日も早くなくすためにも国の制度化を早期に実現するよう求めるものです。

記

1. こどもの医療費助成制度を現物給付にした市町村の国保への国庫補助の削減（ペナルティー）は、すべて廃止すること。
2. どの地域に住んでいても、少なくとも義務教育の間は、こどもの医療を受ける権利を保障するために、国の制度として中学校卒業まで国の医療費無料制度を早期に実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年9月13日

沖縄県座間味村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣

日程第15、発議第6号 「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり原則1割負担の継続を求める意見書についてを議題とします。

発議第6号は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第6号は、提案理由を省略することに決定しました。

これから発議第6号 「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり原則1割負担の継続を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第6号 「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり原則1割負担の継続を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

発議第6号

平成30年9月13日

座 間 味 村 議 会  
議 長 宮 里 祐 司 殿

提出者 座間味村議会  
議員 中村秀克  
賛成者 座間味村議会  
議員 中村 勇

「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり  
原則1割負担の継続を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、  
原則1割負担の継続を求める意見書

経済的な理由で必要な受診ができない高齢者が増えています。

「平成26年国民生活基礎調査」を元に唐鎌直義立命館大学教授が算出したデータでは、65歳以上の高齢者がいる世帯で、年収160万円以下で暮らす層は27.4%にもなります。総務省「平成28年家計調査報告」によれば平均的な高齢者世帯でも毎月約5.5万円不足し、貯金を取り崩す生活であり、「平成28年国民生活基礎調査」によれば「貯金なし」の高齢世帯は、15.1%というのが、高齢者の実情です。県民所得が改善されつつあるとはいえ、全国最下位の沖縄県においては、全国平均以上の生活の厳しさがありません。

これは、沖縄戦による甚大な被害とその後27年に及ぶ米国占領のために経済や社会保障制度の整備が大きく立ち遅れた結果でもあります。

昨年12月21日に公表された、経済財政諮問会議「経済・財政再生計画改革工程表2017改定版」では、「医療保険における後期高齢者の窓口負担の在り方について、70歳から74歳の窓口負担の段階的な引き上げの実施状況等を踏まえつつ、関係審議会等において、検討し結論」を出すことを2018年度末までに求めています。この検討にあたって、財務省などは、後期高齢者の窓口負担を現行の原則1割から2割への引き上げを求めています。

当会が取り組んだ「2015年受診実態調査」では、回答した医療機関の8割（全国調査では平均73%）が、後期高齢者の患者窓口負担の原則2割引き上げは、「受診抑制につながる」と回答しています。

後期高齢者の窓口負担の原則2割化は、年金収入も減る中、治療が長期にわたる高齢者の生活を圧迫し、必要な医療が受けられない事態が深刻化します。また、高齢者の負担増は、介護に携わる現役世代の生活をも圧迫することになり、全世代に多大な影響を与えます。むしろ、必要なのは高額療養費の限度額引き下げをはじめとする患者負担の軽減です。

上記のような高齢者の実情に考慮し、後期高齢者の窓口負担について、原則1割負担の継続を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年9月13日

沖縄県座間味村議会

提出先

内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣

日程第16．発議第7号 県産品の優先使用に関する決議についてを議題とします。

発議第7号は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって発議第7号は、提案理由を省略することに決定しました。

これから発議第7号 県産品の優先使用に関する決議についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第7号 県産品の優先使用に関する決議については、原案のとおり可決されました。

発議第7号

平成30年9月13日

座間味村議会  
議長 宮里 祐司 殿

提出者 座間味村議会  
議員 宮平 讓治  
賛成者 座間味村議会  
議員 宮平 清志

#### 県産品の優先使用に関する決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

#### 県産品の優先使用に関する決議

県産品奨励運動は、県産品の需要拡大を図ることで、県内企業の育成強化と雇用拡大を促進し、もって県経済の活性化を推進することを目的として業界、行政及び消費者団体などが一体で進めている活動であります。

沖縄県が自立型経済の構築に向けて策定した「沖縄21世紀ビジョン基本計画」は折り返し地点を過ぎ、本県の産業振興を一層加速させるためにも「県産品の販路拡大」、「地域ブランドの形成」といった地場産業振興に向けた事業を強く押し進めることになっております。

また、同計画の補完・強化政策である「アジア経済戦略構想」では、「沖縄からアジアへとつながる新たなものづくり産業の推進」を重点戦略と位置付け、地場産業の振興を図りつつ、アジアとの経済交流を進め、ものづくり産業の高度化を目指しています。

地場産業発展の一番の近道が「県産品の愛用」です。県産品愛用は地域経済の活性化と地域の雇用に大きく寄与しており、計画の実現に向けて今まで以上に全県民一体となって取り組む必要があります。

つきましては、われわれ業界も生産技術及び品質の向上に向けて、懸命に努力をしておりますので、貴職におかれましても「2018年県産品奨励月間」の趣旨をご理解いただき、県内企業への優先発注及び県

産品の優先使用について下記のとおり特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

県産品の優先使用について、議会で決議していただき県産品の啓蒙啓発に努めていただきますようお願い申し上げます。

本村においても、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用について、意識の高揚を図るとともに、啓蒙啓発に努めるよう決議する。

平成30年9月13日

沖縄県座間味村議会

これで本定例会の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって平成30年第3回座間味村議会定例会を閉会します。

閉 会（午後1時35分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 宮 里 祐 司

署名議員 中 村 秀 克

署名議員 中 村 勇